

香川県教育委員会 5月定例会会議録

1. 開催日時 令和3年5月18日(火)
開 会 午前9時30分
閉 会 午前10時36分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	小 川 秀 樹
教育次長兼政策調整監	海 津 洋
教育次長	小 柳 和 代
総務課長	藪 木 泰 伸
義務教育課長	原 田 智 雄
高校教育課長	金 子 達 雄
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	渡 邊 智 子
政策主幹兼総務課副課長	佐 々 木 隆 司
図書館副館長	三 好 修
義務教育課長補佐	西 原 明
高校教育課長補佐	長 林 真 司
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長補佐	藪 中 真 紀 子
義務教育課主任管理主事	仲 西 長 代
高校教育課主任管理主事	藤 谷 丈 雄
生涯学習・文化財課主任社会教育主事	田 中 三 千 洋
義務教育課主任	柳 敏 樹
生涯学習・文化財課主事	安 藤 瑞 基

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

4月定例会の会議録署名委員の平野委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第1号、第2号、第3号、第4号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあること」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議案

○議案第1号 香川県スポーツ推進審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県社会教育委員の委嘱について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 香川県立図書館協議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和4年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について
高校教育課長から、令和4年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について説明。

【質疑・意見交換】

<木下委員> 体育の実技試験を廃止することであるが、これは今年に限ったことなのか。

- ＜高校教育課長＞基本的には受験者の負担軽減ということもあるので、今年度の実施状況を踏まえての判断にはなるが、来年度以降も実施しない前提である。
- ＜小坂委員＞昨年はコロナウイルス感染症の関係で、更衣室が密になるという理由で水泳を中止したと思うが、今後、長期的に体育実技を行わない方向とは、どのような考えからか。
- ＜義務教育課職員＞小中学校を担当する義務教育課としては、来年度以降も引き続き実施しない方向で検討したい。理由としては、体育の実技を行うならば、面接以外に2日間試験を実施する必要があり、他の自治体を受験しようとした場合に日程が重なるため受験することをあきらめたり、他の自治体の実技試験の負担を軽減している中、本県を受験するとなれば、実技の練習をしたり水着を用意したりといった香川受験のための負担を伴うこととなる。また、受験できる年齢を50歳代まで広げている中で、このような方々が若者と運動能力を競い合うという課題もあり検討をしているところである。
- ＜小坂委員＞試験の日数が増えるとか、受験者が多いといった問題もあろうかと思うが、小学校の教員は昼休みなどに子どもたちとともに体を動かしたり遊んだりすることが非常に大事だと感じており、子どもとともに体を使って遊ぶことは年齢が高くてもできる。何秒で走れるから合格ということではなく、遅くても体を使って子どもたちと様々なことができる教員が求められていると思っている。
- ＜教育長＞体育の実技試験では実際に何をしているのか、また、実技試験を廃止したのち、研修等でカバーするようなことを計画しているのか。
- ＜義務教育課職員＞種目は、一つは水泳、これはタイムというより水を恐れず泳げるかということ。また、かつてハードルなどを実施していたこともあるが、現在は立った状態から3歩でどこまで跳べるかなどを行っている。子どもたちと遊びも含めて関わっていける人材であるかどうかは、面接や願書の段階でこれまでの部活動やこれまでのボランティア活動等を通して子どもとどのように関わっているのかを判断している。
- ＜高校教育課職員＞採用後の研修については、小学校では香川県小学校教育研究会等で教科毎の研修等が実施されているので、そのような機会を活用し、採用後にも力を伸ばしていきたいと考えている。
- ＜平野委員＞大学において教育学科等を専攻した場合、水泳等は必須なのか。大学時代に授業等で行っていれば、試験を実施しなくても全員できるのではないか。
- ＜義務教育課職員＞小学校教員免許を取得するにあたり、それぞれの科目に必要な単位を修得しているため、免許を取得した段階で能力実証はなされていると判断できることから、他の自治体でも実技試験を廃止したと思われる。
- ＜教育長＞主な変更点として、特別選考Ⅲ及び秋募集で「養護教諭及び栄養教諭を対象から除き」と記載がある。他の自治体で小学校で教諭をしている方は小学校、中学校理科を教えている方は中学校理科を受験してくださいということで、小学校の教諭をしている方が中学校理科の免許も持っているから香川県では中学校で受験したいということとはできないということであるが、養護教諭や栄養教諭も今

- 回募集をしているところで、通常の採用試験でこれらの人員が採用できない場合、秋募集をするのか。
- <義務教育課長>養護教諭と栄養教諭は、これまでも高倍率であったため、現時点では秋募集を想定していない。
- <教育長>他の自治体で養護教諭として働いている方が特別選考Ⅲで申し込むことができないということか。
- <小柳教育次長>秋募集は小学校教諭の受験者が少ない中、他県の現職で小学校の教員をしている方を香川県に採用したいということで始まった。当初は、養護教諭、栄養教諭の職にありながら小学校教諭の免許を持っている者も対象にしていたが、採用後即戦力となってもらうことを考えた場合、すぐには活躍してもらえない。また、間口を広げてはいたが、これまで受験者がいなかったことから、「今ある職を引き続き香川で」ということにした。
- <教育長>特別選考Ⅲでも除いたのはなぜか。
- <小柳教育次長>養護教諭や栄養教諭をしながら小学校の教諭を目指す方の応募が過去ゼロであったため除いた。
- <教育長>養護教諭、栄養教諭として他県で勤め、本県の養護教諭、栄養教諭に応募する方はいないのか。
- <高校教育課長>特別選考Ⅲは、小学校及び中学校の志願者に限っているため、養護教諭と栄養教諭はもともと対象に入っていない。正確に言えば、小学校や中学校と養護教諭や栄養教諭の免許を持っている者で、現在養護教諭・栄養教諭の職であれば、小学校や中学校を受験することはできないということである。
- <教育長>競争倍率について、小学校は昨年度2.8倍になっているが、新聞報道等で見ると全国の小学校の倍率は2.7倍であったと思う。これは、全国平均の倍率より本県が0.1だけ高いということか。
- <義務教育課職員>そのとおり。
- <小坂委員>特別支援学校の自立活動の募集があるが、これに合格する者は自立活動のみを行う教諭ということか。今までは小学部や中学部に在籍していても自立活動の指導ができる方が担任を離れて自立活動を行っていたと思うが、これを単独に実施するということか。
- <高校教育課職員>自立活動の免許を持っている者は、自立活動の授業しかできないため、自立活動のみを行うこととなる。
- <小坂委員>自立活動に専門の教諭が必要であるからこのような枠を設けて採用しようということか。
- <高校教育課職員>自立活動について学校からのニーズも高いため専門家を採用しようとするものである。
- <高校教育課長>自立活動は肢体不自由生徒を対象とした印象が強く、高松養護学校がその中心的役割を担っているが、多くの特別支援学校において重複障害児が増え、肢体不自由を併せ有する児童生徒が増加しているため、必ずしも高松養護学校しか勤務できないということにはならず、多くの特別支援学校で勤務できる

こととなると考えるが、指導する内容は自立活動の教科ということになる。

＜藤澤委員＞コロナ禍で教育実習ができていない状況があると思う。採用試験を受験はするが、実習が未定である学生がいた場合、どのような対応をするのか。

＜高校教育課長＞教育実習は、コロナの影響を受ける前においても採用試験の段階で修了していない学生もいるため、面接で今後の教育実習の予定やそれに向けてどのような取組みを行っているのかを聞いたり、模擬授業で授業力を確認したりすることで測れると考えている。委員御指摘のとおり、コロナ禍で教育実習ができていない方も多くなっているようだが、採用試験において不利になることはない。

＜教育長＞教育実習は何のために必要なのか。

＜高校教育課長＞教員免許を取得するために教育実習が必要となっている。ただし、高等学校の教科によっては教育実習が必修となっていないものもあるため、すべての免許取得に必須となっているわけではない。また、採用試験までに必ず教育実習を修了している必要もない。

＜藤澤委員＞教員採用試験に合格しても免許が取得できなければ採用されないということか。

＜高校教育課長＞そのとおり。

＜藤澤委員＞関東や関西の学生が、コロナ禍で実習ができなかったとしても同じか。

＜高校教育課長＞国の通知により、コロナの影響で教育実習ができなくても別の大学で行ったり他の方法で行ったり等の実習の内容の変更により対応ができることとなっているため、コロナの影響で教育実習を受けられなかったため免許が取得できないといったことはまず起こらない。

＜蓮井委員＞一般選考も特別選考も定員が決まっているが、これは全国的に同じなのか。例えば、意図的に特別選考を厚くし経験者を採用したいという重点配分などを考えているのか。

＜高校教育課長＞採用試験は県によってさまざまであり、本県でもこれまで様々な変遷を経て今の方法に至っている。本県の場合は、一般選考と特別選考を抱き合わせて採用人数を示しており、委員御指摘の本県の特別選考に関しては、筆記試験の総合教養を免除したり、英語の場合はTOEICのスコアが高い者は英語の専門教養も免除したりするなど、減じる方向で特典を与える方法を取っている。県によっては、加点を与える方法を取ったり、採用枠を分けたりしている場合もあるが、本県の場合は、採用枠はまとめて、試験そのものを減じる方法により特別選考を受験する者の負担の軽減となるような配慮を行っている。